

2024年5月23日

各 組 合 員 様

札幌パートユニオン
会 長 大 木 範 夫

札幌パートユニオン第1回定例学習会

(兼札幌地区ユニオン 第25期 第1回組織研修会)

「公益通報者保護法・内部告発を学ぼう!」の開催について

日夜のご奮闘に心より敬意を表します。

「公益通報者保護法」は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。2004（平成16）年6月18日に制定された後、8回の改定を重ね令2022（令和4）年6月1日からは、事業者の体制整備の義務化、事業者内部通報担当者の守秘義務及び保護される「通報対象事実」の範囲の拡大に改正を加えて現在にいたります。

しかし、現状の制度利用は低調で、消費者庁トップが自ら利用促進ら呼びかける程で、職場で十分な効果・保護が発揮されてはいないと感じます。現に労働相談では、福祉現場からの労働者被害が報告され、札幌地区ユニオン組合員にも被害者が出ています。

企業不祥事は時として、深刻な被害を生みます。水俣病、イタイイタイ病及びアスベスト被害では労働者や家族に死別という不遇を余儀なくし、未だに責任の所在を争うケースも残っています。これら被害も、労働者を含む当該事業関係者による効果的通報が安全に執行されることで防ぐ可能性もあります。今回の第1回定例学習会でその可能性について勉強しましょう。実施要領は下記の通りです。

記

集会名：札幌パートユニオン第1回定例学習会

(兼札幌地区ユニオン 第25期 第1回組織研修会)

「公益通報者保護法・内部告発を学ぼう!」

日 時：2024年6月22日（土）14時～

場 所：札幌地区ユニオン会議室（ほくろうビル4階）

内 容：①消費者庁公開動画鑑賞

「内部通報担当者向け！1時間みっちり公益通報者保護法」

②組合員体験報告

③札幌地区ユニオン／札幌パートユニオン 報告

④懇親意見交換（軽飲食）

次 第：14時～ 開会・オリエンテーリング

14時10分～ 消費者庁公開動画鑑賞

「内部通報担当者向け！1時間みっちり公益通報者保護法」

15時10分～ 組合員体験報告／札幌地区ユニオン報告

15時45分～ 懇親意見交換（軽飲食）

（若干の酒類寄付・購入があります。お召しになる方の車両運転は厳禁です。）

17時 散開

参 加：事前申込制とします。6月14日（水）までにお申し込み下さい。

報告先：札幌パートユニオン事務局長 山本 功まで

TEL011-210-1200 FAX011-206-4400

※下記の申込書に参加者氏名を記載の上、御送付願います。

以 上

～ 札幌パートユニオン第1回定例学習会 ～
(兼札幌地区ユニオン 第25期 第1回組織研修会)

【「公益通報者保護法・内部告発を学ぼう！」 参加者報告書】

【参加者氏名】

【連絡先電話番号】

※懇親交流会のみの参加はご遠慮ください。

送付先：札幌パートユニオン 事務局長 山本 功 FAX011-206-4400
mail : spk-chiku-union@mse.biglobe.ne.jp

報告期限：6月19日（水）迄に必ず報告願います。